

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

松島町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部農業振興地域

(1) 現況

本地域は、水田を主として農用地456haが展開し、県営ほ場整備事業も複数箇所
で実施されており、農業生産法人及び認定農業者による生産性の高い農業経営が行
われている。担い手への農地集約に伴い、ほ場管理の負担が増加している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面
的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 南部農業振興地域

(1) 現況

本地域は、干拓及びほ場整備による大型ほ場がある一方で未整備水田がある。大
型ほ場では担い手への農地集約に伴い、ほ場管理の負担が増加している。未整備水
田では、ほ場管理そのものに大きな負担が生じている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面
的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部農業振興地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	南部農業振興地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。